

# **第118回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項**

## **●事業報告**

**III. 会社の体制および方針**

**IV. その他企業集団の現況に関する重要な事項**

## **●連結計算書類**

**連結株主資本等変動計算書**

**連結注記表**

## **●計算書類**

**株主資本等変動計算書**

**個別注記表**

(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)

**日本農薬株式会社**

### III. 会社の体制および方針

#### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針を定め、内部統制システムの構築、整備および運用をしております。現在の同基本方針の概要は以下のとおりであります。

##### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書等の情報（電磁媒体による記録を含む）は、文書管理規定に基づき必要な期間、保存、管理する。

##### (2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 「リスクマネジメント委員会」は、当社および当社グループのリスクの把握、リスクの顕在化予防、顕在化したリスクの影響を最小限に留めるリスク発生対処等を行なう。
- ② 個別のリスクの管理にあたっては、リスクの分類および各リスクに対する対応のマニュアル化を推進する。全社的な課題と見做されるリスクについては、取締役会が総合的に管理、対応を行なう。
- ③ 環境、安全衛生、製品安全等に関するリスクは、「リスクマネジメント委員会」が把握したうえで、「レスポンシブル・ケア推進委員会」が関係部門と連携のもとに個別具体的に対応を行なう。
- ④ 経理面については、経理・システム部が全社的な会計的、計数的管理を担当し、各部門も他部門および全社の経理内容を確認していくこととする。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を総本部長とする緊急事態対策総本部を設置して危機管理にあたる。

##### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行なう。
- ② 取締役会に次ぐ重要な機関として経営会議を開催し、常勤取締役、常勤監査役および執行役員が出席してグループ全体の重要な事業戦略および経営方針等を機動的に審議・決定することで、経営の効率性を高める。
- ③ 取締役会の諮問機関として、独立役員を過半数委員とするガバナンス委員会を設立し、当社の取締役および監査役候補者の選任プロセス、資質および指名理由、独立社外役員に係る独立性判断基準、取締役会全体の実効性評価、ならびに役員報酬体系等に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行なうことにより、コーポレートガバナンスの一層の充実を図る。
- ④ 執行役員制度の整備を行ない、経営監督と方針決定を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割を分離し、それぞれの職務の内容を明確化することにより、経営意思決定の迅速化と業務執行の効率化の促進を図る。
- ⑤ 業務運営の全社共通の指標として3カ年の中期経営計画を策定し、本計画の具体化として会計年度の業績計画と予算を設定する。業務執行の責任者、責任範囲、執行手続き等については、業務分掌規定、職務権限規定、職務権限基準明細表等に定めている。

##### (4) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社のコンプライアンス体制の根幹として「日本農薬グループ行動憲章」および「日本農薬グループコンプライアンス規定」を定め、法令遵守があらゆる企業活動の基本であることを継続的に徹底する。
- ② 「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンス監査等を通じて法令遵守の啓発、指導および徹底を図る。
- ③ 財務報告の信頼性と適正性の確保のための内部統制については、「J-SOX法委員会」が対応を図る。
- ④ 化学物質の製造、輸送、廃棄等に関するコンプライアンス活動は、「レスポンシブル・ケア推進委員会」が啓発、推進する。
- ⑤ 当社は、職制、コンプライアンス委員長、および社外弁護士を情報受領者とする内部通報体制を整備しており、コンプライアンスを確保するために本体制を適切に運用する。
- ⑥ 当社および当社グループは、「日本農薬グループ行動憲章」に反社会的勢力および団体との関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当な要求の断固拒絶を明記している。その精神に則り、反社会的勢力排除に関する意思統一を図り、総務部を対応窓口として組織的に対応し、また警察関係機関等との連携を密にして、反社会的勢力および団体との関係を一切遮断する。

##### (5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、全グループ会社に適用される「日本農薬グループ行動憲章」を指針として諸規定、システムを整備し内部統制体制を構築するものとする。
- ② 当社のグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関して、以下の体制を定める。
  - a. 当社は、グループ会社から重要な経営指標について定期的に報告を受け、重要な案件は事前に協議を行なわ

せるものとする。

b. 当社は、所管部門によるモニタリング、監査等を通じてグループ会社を適正に管理するものとする。

③ 当社のグループ会社の損失の危険を管理するために、「日本農薬および日本農薬グループリスクマネジメント規定」に基づき、以下の体制を定める。

「グループリスクマネジメント協議会」にて当社グループのリスクマネジメント上の課題の協議を通じて、企業集団のリスクマネジメント活動を行なうことによって管理する。

④ 当社のグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するために、以下の体制を定める。

当社は、グループ会社の規模・業容・業態に応じて必要となる間接業務の提供を行ない、当社グループ全体の業務の効率的な運営を図る。

⑤ 当社のグループ会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、以下の体制を定める。

「日本農薬および日本農薬グループコンプライアンス規定」に基づいて開催される「グループコンプライアンス協議会」にて、当社グループのコンプライアンス課題の協議を通じて、企業集団の業務の適正確保を図る。

⑥ 当社の「J-SOX法委員会」は、財務報告の信頼性と適正性の確保のための企業集団の内部統制について対応を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、およびその使用者の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 当社は、監査役の職務を補助すべき体制として法務・監理部の中に監査役会事務局機能を有している。当該使用者の人事に関する評価、異動等の改定については、人事担当役員が常勤監査役に事前に相談しその意見を求めるなど、恣意的な評価等がなされることの防止を図ることにより、取締役からの独立性を確保する。

② 当社は、監査役から指示を受けた法務・監理部所属の使用者の業務執行に対して不当な制約を行なうことにより、その独立性を阻害することがないよう配慮する。

(7) 取締役および使用者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

① 取締役および使用者は、法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項等を速やかに監査役に報告するものとする。また、監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用者にその説明を求めることとする。

② 当社は、使用者の社内通報に関する事項を「日本農薬および日本農薬グループコンプライアンス規定」に定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、使用者から監査役等への適切な報告体制を確保する。

③ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

④ 常勤監査役と代表取締役社長とは、適宜意見交換会を開催する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用については、当社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより当社が負担する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### (1) 取締役の職務執行

取締役会を17回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行ない、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議をいたしました。

### (2) グループ会社の経営管理

グループ会社の経営管理を担当する部署において、グループ会社から重要な経営状況等について定期的に報告を受け、重要な案件は事前にグループ会社と確認・協議しております。

### (3) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会な

ど重要な社内会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに監査部門との間で定期的に情報交換等を行なうほか、必要に応じグループ会社の往査・調査も実施することで、取締役の職務執行、内部統制の整備ならびに運用が適法・適正に行なわれていることを確認しております。

#### (4) 財務報告の適正性と信頼性の確保

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制評価を担当する部門は内部統制の整備、運用および評価のための年度計画を決定するとともに、当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告しております。

#### (5) 法令遵守およびリスク管理

法令および各種社内規定の遵守状況について、当社およびグループ各社はコンプライアンス委員会ならびにグループコンプライアンス協議会に対し報告しております。また、リスクマネジメント上の課題等についても、当社およびグループ各社はそれぞれのリスクを洗い出しリスクマネジメント委員会ならびにグループリスクマネジメント協議会に対し報告しております。なお、各委員会は、報告された内容について経営会議および取締役会に対し報告しております。

### 3. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

#### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、「安全で安定的な食の確保と、豊かな生活を守ることを使命として、社会に貢献します。」、「技術革新による新たな価値の創造にチャレンジし、市場のニーズに応えます。」、「公正で活力ある事業活動により全てのステークホルダーの信頼に応えます。」という基本理念を掲げ、当社株主共同利益等の向上に努めています。

当社は、上記の基本理念のもと、日農グループビジョンに則り、継続的に中期経営計画を策定し、企業価値の継続的な向上に取り組み、株主の皆様をはじめ、顧客、お取引先、従業員等全てのステークホルダーの利益を重視しその信頼に応えられる企業を目指しています。

以上のようなステークホルダーの利益を重視した健全かつ持続的な成長・発展が、当社の経営にとって最も大切であること（以下、「当社の経営方針」といいます。）を株主の皆様にご理解いただくことが重要だと考えています。

上場企業である当社株券等は、自由な譲渡が認められており、当社の株主は、市場における自由な取引を通じて決定されるものです。したがって、当社は、当社の会社経営の支配権の異動を伴うような大規模買付行為に関する提案等に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて行なわれるべきものと考えています。

しかし、当社は、上記の当社の経営方針に鑑み、短期的な利益を追求する特定少數の株主が、当社経営陣の賛同を得ることなく濫用的に当社株券等の多数を保有すること等により、当社の経営方針の決定や株価に影響が生じ、当社の顧客や、多数の一般株主の利益が害され、当社株主共同利益等が著しく損なわれる可能性がある場合には、そのような事態の発生を阻止するための相当な措置をとることを可能とする制度を整備し、一定の手続に従い、適切な対応策を講じることが必要であると考えています。

#### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

##### ① 当社の将来ビジョン

当社は、前述のとおり当社グループとして将来のありたい姿を確認し、「Nichino Group – Growing Global 世界で戦える優良企業へ」という将来ビジョンを掲げました。

##### ② 企業価値の源泉、向上

当社の事業は、農薬の研究・開発・製造・販売、及び医薬、動物薬等の農薬の周辺事業から構成されており、当社の経営には、昭和3年（1928年）会社創立以来蓄積された専門的知識・経験・ノウハウ、及び国内外の顧客等のステークホルダーとの間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠です。

また、基幹事業たる農薬の研究・開発には多大な時間と費用を要します。一般に化合物が製品化される確率は、十数万分の1、新農薬の誕生までには10年、100億円以上の投資が必要であるといわれています。その理由として、多数の組み合わせの中から、最適なものを選抜する優れた最先端の合成技術が必要であること、また、新規農薬化合物の実用化にあたって、国が定めた厳しい安全基準をクリアするため、複数年に亘る多種多様な安全性試験が必要となること等が挙げられます。さらには、新農薬の価値を最大化するために、実際の植物を利用した生物試験や、最小限の薬量で最大の効果を発揮するための優れた製剤技術等が必要です。このような状況下、当社は毎年売上高の約10%を目安に、研究開発投資を行ない、高い創薬確率の達成、維持、向上を目指しています。かかる高い創薬確率の達成、維持、向上を目指す中長期的な観点からの安定的な経営は、当社株主共同利益等の向上に繋がるものと考えています。

これら当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上させていくことは困難であり、また、かかる事業特性の理解に基づく中長期的な観点からの安定的な経営を行なうことは、当社の基本理念及び当社

の経営方針に合致し、当社株主共同利益等の向上に必須であると考えています。

③ 中期経営計画

当社は、上記のグループビジョンに則り、継続的に中期経営計画を策定しています。

現在は、前述のとおり平成28年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Advance to Growing Global 2018 (AGG2018) グローバル企業への前進」を策定し、「成長戦略の推進」と「収益の向上」を2本柱として、M&Aや提携、品目買収などの「事業拡大への取り組み」を実行し、事業規模を拡大していきます。

④ コーポレート・ガバナンス強化、コンプライアンスの徹底

当社は、コーポレート・ガバナンス強化、コンプライアンス徹底を経営上の最重要課題と認識し、それぞれの強化・徹底により、経営の効率性、透明性を高め、株主にとっての企業価値の向上を図っております。また、当社は、社会の一員として健全な事業活動を通じて、社会との調和を図りながらステークホルダーの期待に応え、積極的に企業の社会的責任を果たしております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年11月14日開催の取締役会において「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」の更新を決議し、平成28年12月20日開催の第117回定時株主総会においてご承認いただいております。

更新後の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本対応策」といいます。)は、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配され、当社株主共同利益等が毀損されることを防止することを目的としており、その詳細については、当社ホームページをご覧ください。

<http://www.nichino.co.jp/pdfs/20161114.pdf>

なお、本対応策の有効期間は、平成31年12月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとなっております。

(4) 取組みに対する当社取締役会の判断および理由

本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。さらに、本対応策は、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」等も踏まえて設計されているものです。具体的には、当社経営陣からの独立性の高い有識者3名により構成される独立委員会設置等の、本対応策が当社取締役の地位保全とならぬ客觀性・合理性を担保する仕組み、本対応策が不要となれば当社取締役会決議等により廃止、消却できる仕組み等を含み、当社の基本方針に沿い、当社株主共同利益等に合致し、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

#### IV. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

**連結株主資本等変動計算書** (平成28年10月1日から)  
(平成29年9月30日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年10月1日残高	百万円 10,939	百万円 13,235	百万円 26,351	百万円 △1,726	百万円 48,801
連結会計年度中の変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2,178			△2,178
剰 余 金 の 配 当			△1,002		△1,002
親会社株主に帰属する当期純利益			1,717		1,717
自己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△2,178	715	△0	△1,464
平成29年9月30日残高	10,939	11,057	27,067	△1,726	47,337

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 换 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成28年10月1日残高	百万円 1,353	百万円 △3,766	百万円 △101	百万円 △2,514	百万円 2,410	百万円 48,697
連結会計年度中の変動額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△2,178
剰 余 金 の 配 当						△1,002
親会社株主に帰属する当期純利益						1,717
自己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	723	1,279	3	2,006	△372	1,633
連結会計年度中の変動額合計	723	1,279	3	2,006	△372	169
平成29年9月30日残高	2,077	△2,487	△97	△507	2,038	48,867

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 ..... 10社  
連結子会社の名称  
株式会社ニチノー緑化、株式会社ニチノーレック、  
株式会社ニチノーサービス、Nichino America,Inc.、  
日本エコテック株式会社、日佳農薬股份有限公司、  
株式会社アグリマート、  
Hyderabad Chemical Pvt.Ltd.、Nectar Crop Sciences Pvt.Ltd.  
Sipcam Nichino Brasil S.A.

#### (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称  
Nichino Europe Co.,Ltd.、日農（上海）商貿有限公司  
Nichino Do Brasil Agroquimicos Ltda.

Nichino Vietnam Co.,Ltd.

連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数… 2社  
会社等の名称  
Agricultural Chemicals (Malaysia) Sdn.Bhd.、  
Sipcam Europe S.p.A.

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称等

Nichino Europe Co.,Ltd.  
日農（上海）商貿有限公司  
Nichino Do Brasil Agroquimicos Ltda.  
Nichino Vietnam Co.,Ltd.、タマ化学工業株式会社

持分法を適用しない理由  
持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Hyderabad Chemical Pvt.Ltd.及びNectar Crop Sciences Pvt.Ltd.の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を利用してあります。Sipcam Nichino Brasil S.A.の決算日は12月31日から6月30日に変更しており、連結計算書類の作成にあたっては、在外子会社との決算日の差異が3か月を超えないため、同社決算日現在の計算書類を使用しております。ただし連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの.....連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの.....移動平均法による原価法によっております。

## ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品、仕掛品、原料、貯蔵品

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産……………当社は定額法によっております。また、在外連結子会社は当該国の会計基準に基づく定額法又は定率法によっております。国内連結子会社は定率法によっております。  
（リース資産を除く）  
ただし、国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ②無形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定額法、在外連結子会社は当該国の会計基準に基づく定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等は個別に回収可能性を検討して計上しております。
- ②賞与引当金……………当社及び連結子会社は、従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③役員賞与引当金……………当社及び一部の国内連結子会社は、役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に見合う支給見込額を計上しております。
- ④返品調整引当金……………当社は返品による損失に備えるため、当連結会計年度末の売掛債権残高に返品率及び売買利益率を乗じた金額を計上しております。
- ⑤役員退職慰労引当金……………国内連結子会社は、役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑥製品回収関連費用引当金 …… 当社及び国内連結子会社は、医薬品原薬の供給先による製品の自主回収等に係る当社グループの負担額について、当連結会計年度末に必要と認めた合理的な負担見積額を計上しております。
- ⑦環境対策引当金……………当社は、所有土地の再開発に伴う土壤調査等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末に必要と認めた合理的な見積額を計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

### ③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### ①重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### ②重要なヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却を行っております。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額

(当連結会計年度)	(前連結会計年度)
30,490百万円	29,399百万円

2. 期末日満期手形等の会計処理について

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

	(当連結会計年度)	(前連結会計年度)
受取手形	549百万円	－百万円
電子記録債権	158百万円	－百万円
支払手形	71百万円	－百万円
設備関係支払手形	0百万円	－百万円
電子記録債務	166百万円	－百万円
営業外電子記録債務	5百万円	－百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
東京都中央区	事業用資産	のれん	547

当社は、原則として、事業単位を基準としてグルーピングを行っております。

当社は、製品ポートフォリオの拡充を目的として、平成25年10月にイタリアのISEM S.r.l.より除草剤「オルトスルファムロン」の資産を譲り受けた際に超過収益力を前提にのれんを計上しておましたが、販売国における流通在庫の影響などから、販売実績は当初の計画に対して大きく乖離して推移しているため、のれん残高全額を減損損失として特別損失に計上しております。

2. 製品回収関連費用

当社グループは、医薬品原薬の供給先による製品の自主回収等に係る当社グループの負担額について、前連結会計年度末に必要と認めた合理的な負担見積額を計上していましたが、当連結会計年度において確定した追加負担額を、特別損失として「製品回収関連費用」に計上しております。

3. 環境対策費

当社は、所有土地の再開発に伴う土壌調査等に要する費用について、「環境対策費」として184百万円（確定額69百万円、見積額114百万円）を特別損失として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

	(当連結会計年度)	(前連結会計年度)
普通株式	70,026,782株	70,026,782株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年12月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	501	7.50	平成28年9月30日	平成28年12月21日
平成29年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	501	7.50	平成29年3月31日	平成29年6月13日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	501	7.50	平成29年9月30日	平成29年12月20日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行借入により資金調達しており、資金運用に関しては流動性の高い預金等に限定し運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクは債権管理表により取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主たる取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建て営業債権及び仕入債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に把握された時価が役員等に報告されております。

支払手形及び買掛金並びに電子記録債務並びに営業外電子記録債務は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び長期運転資金に係る必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金及び貸付金に係る為替並びに支払金利及び受取金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び通貨スワップ取引であります。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照下さい。）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,620	11,620	—
(2) 受取手形及び売掛金	21,220	21,220	—
(3) 電子記録債権	895	895	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	4,491	4,491	—
(5) 支払手形及び買掛金	9,546	9,546	—
(6) 電子記録債務（営業外電子 記録債務を含む）	854	854	—
(7) 短期借入金	745	745	—
(8) 社債	2,014	2,014	—
(9) 長期借入金（短期借入金に 含まれる1年以内返済予定 の長期借入金を含む）	13,499	13,526	27
(10) デリバティブ取引（※） ヘッジ会計が適用されていないもの	5	5	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（）書きで表示しております。

### （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### （1）現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### （2）受取手形及び売掛金、（3）電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  
また、一部の売掛金は為替予約等の振当処理の対象とされております。

#### （4）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

#### （5）支払手形及び買掛金、（6）電子記録債務並びに（7）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  
また、一部の買掛金は為替予約等の振当処理の対象とされております。

#### （8）社債、（9）長期借入金

社債及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の社債発行及び新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一緒にとして処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### （10）デリバティブ取引

##### ①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次の通りであります。

(単位：百万円)

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額	契約額のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 貿建 米ドル	1,499	—	26	26
	通貨スワップ取引 受取日本円・支払伯レアル	1,985	—	△21	△21

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価	
為替予約等の振当処理	為替予約取引	売掛金	3,257 289 688 19	— — — —	(※1)	
	売建 米ドル					
	ユーロ					
	英ポンド					
	豪ドル					
金利スワップの特例処理	為替予約取引	買掛金	80	—		
	買建 米ドル					
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	9,260	7,140	(※2)	

(※1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金または買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該対象の時価に含めて記載しております ((注1)(2)(5)をご参照下さい。)。

(※2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております ((注1)(9)をご参照下さい。)。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,664

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、大阪府その他の地域において、賃貸用商業施設等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
1,455	△38	1,417	3,830

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であり、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	(当連結会計年度) 700円65銭	(前連結会計年度) 692円53銭
2. 1株当たり当期純利益	(当連結会計年度) 25円70銭	(前連結会計年度) 15円49銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

#### GMP管理上の不備の対応状況

当社グループが供給している医薬品原薬の製造に関して、独立行政法人医薬品医療機器総合機構によるGMP（製造管理および品質管理の基準）適合性調査が行われ、GMP管理上の不備が指摘されました。これに伴い、医薬品原薬の供給先による製品の自主回収がなされており、当該自主回収等に係る費用の分担に関しては、一部の供給先とは負担額（当連結会計年度で新たに確定したものを含む）が決定し、残る供給先とは継続して協議中であります。

また、GMP管理上の不備につきましては、不備の改善が完了し、製造・出荷が再開されております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年10月1日から  
平成29年9月30日まで)

資本金	株主資本							
	資本剰余金				利益剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余合計	利潤益金	その他利益剰余金	別途積立金	繰り越益金	利益剰余金合計
平成28年10月1日残高	百万円 10,939	百万円 8,235	百万円 5,000	百万円 13,235	百万円 1,574	百万円 3,145	百万円 24,281	百万円 29,000
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△1,002	△1,002
当期純利益							1,508	1,508
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	506	506
平成29年9月30日残高	10,939	8,235	5,000	13,235	1,574	3,145	24,787	29,506

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年10月1日残高	百万円 △1,726	百万円 51,449	百万円 1,353	百万円 1,353	百万円 52,803
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,002			△1,002
当期純利益		1,508			1,508
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			723	723	723
事業年度中の変動額合計	△0	505	723	723	1,229
平成29年9月30日残高	△1,726	51,955	2,077	2,077	54,032

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品、仕掛品、原料、貯蔵品……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法によっております。なお、特許権については5年間の定額法。またソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等は個別に回収可能性を検討して計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 収品調整引当金……………返品による損失に備えるため、当期末の売掛債権残高に返品率及び売買利益率を乗じた金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 環境対策引当金……………当社は、所有土地の再開発に伴う土壤調査等に要する支出に備えるため、当事業年度末に必要と認めた合理的な見積額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (2) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

##### (3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7年間の定額法により償却しております。

##### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### (貸借対照表に関する注記)

##### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

(当期)	(前期)
26,812百万円	26,057百万円

##### 2. 保証債務

Sipcam Nichino Brasil S.A.の金融機関を引受人とする無担保社債に対し債務保証をしております。

(当期)	(前期)
2,135百万円	1,869百万円

(注) 上記債務保証のうち、当社負担額は前期は953百万円、当期は1,088百万円です。

##### 3. 関係会社に対する金銭債権債務

	(当期)	(前期)
金 銭 債 権	4,981百万円	3,411百万円
金 銭 債 務	476百万円	477百万円

##### 4. 期末日満期手形等の会計処理について

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

	(当期)	(前期)
受 取 手 形	499百万円	－ 百万円
電 子 記 錄 債 権	158百万円	－ 百万円
支 払 手 形	16百万円	－ 百万円
設 備 関 係 支 払 手 形	0百万円	－ 百万円
電 子 記 錄 債 務	166百万円	－ 百万円
営 業 外 電 子 記 錄 債 務	5百万円	－ 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

	(当期)	(前期)
売 上 高	6,744百万円	5,427百万円
仕 入 高	185百万円	119百万円
販売費及び一般管理費	853百万円	898百万円
外 注 費	2,297百万円	2,420百万円
営業取引以外の取引高	342百万円	351百万円

2. 製品回収関連費用

当社は、医薬品原薬の供給先による製品の自主回収等に係る当社の負担額について、前事業年度末に必要と認めた合理的な負担見積額を計上していましたが、当事業年度において確定した追加負担額を、特別損失として「製品回収関連費用」に計上しております。

3. 環境対策費

当社は、所有土地の再開発に伴う土壤調査等に要する費用について、「環境対策費」として184百万円（確定額69百万円、見積額114百万円）を特別損失として計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

事業年度末日における自己株式の数

	(当期)	(前期)
普通株式	3,189,804株	3,189,034株

(税効果会計に関する注記)

1. 總延税金資産の発生の主な原因

	(当期)	(前期)
の れ ん 減 損 損 失	342百万円	233百万円
退 職 給 付 引 当 金 損 金 算 入 限 度 超 過 額	274百万円	318百万円
賞 与 引 当 金 損 金 算 入 限 度 超 過 額	136百万円	136百万円
土 地 減 損 損 失	121百万円	121百万円
投 資 有 働 証 券 評 価 損 否 認	88百万円	90百万円
棚 卸 資 產 評 価 損	77百万円	－百万円
そ の 他	186百万円	149百万円
総 延 税 金 資 產 小 計	1,227百万円	1,049百万円
評 価 性 引 当 額	△218百万円	△219百万円
総 延 税 金 資 產 合 計	1,008百万円	830百万円

2. 總延税金負債の発生の主な原因

	(当期)	(前期)
そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金	916百万円	597百万円
退 職 給 付 信 託 設 定 益	49百万円	53百万円
そ の 他	－百万円	21百万円
総 延 税 金 負 債 合 計	965百万円	672百万円
総 延 税 金 資 產 の 純 額	42百万円	157百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Nichino America, Inc.	所有直接100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注1)	1,947	短期貸付金	—
				利息の受取 (注1)	15		
子会社	Sipcam Nichino Brasil S.A.	所有直接50.0%	資金の援助	資金の貸付 (注1)	—	長期貸付金	1,920
				利息の受取 (注1)	26		
				債務保証 (注2)	2,135	—	—

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお担保は受け入れておりません。  
 2. Sipcam Nichino Brasil S.A.の発行する無担保社債に対し債務保証を行っており、債務保証料は受領しておりません。なお、当社負担額は1,088百万円であり、取引金額は平成29年9月30日現在の債務保証残高であります。

## (1株当たり情報に関する注記)

	当期	前期
1. 1株当たり純資産額	808円43銭	790円03銭
2. 1株当たり当期純利益	22円57銭	40円69銭

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (追加情報)

## 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## GMP管理上の不備の対応状況

当社が供給している医薬品原薬の製造に関して、独立行政法人医薬品医療機器総合機構によるGMP（製造管理および品質管理の基準）適合性調査が行われ、GMP管理上の不備が指摘されました。これに伴い、医薬品原薬の供給先による製品の自主回収がなされており、当該自主回収等に係る費用の分担に関しては、一部の供給先とは負担額（当事業年度で新たに確定したものを含む）が決定し、残る供給先とは継続して協議中であります。

また、GMP管理上の不備につきましては、不備の改善が完了し、製造・出荷が再開されております。